

個人情報ファイル簿（単票）

住民課 戸籍住基係

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳システム	
行政機関等の名称	勝浦町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法に基づく証明発行、届出処理	
記録項目	1. 氏名 2. 生年月日 3. 性別 4. 世帯主 5. 続柄 6. 本籍 7. 住民となった日 8. 住定日 9. 個人番号、10. 保険等（国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金）の被保険者の資格に関する事項、11. 児童手当の支給を受けている者の資格に関する事項	
記録範囲	勝浦町に住民票を有する者 除票については、除かれて 150 年以内の者（H26. 6. 19 以前に消除したものは除く）	
記録情報の収集方法	住民異動届・他市町村通知から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	住民基本台帳ネットワークに接合している市区町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）勝浦町役場総務防災課	
	（所在地）〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	住民基本台帳法第 14 条第 1 項及び第 2 項	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 8 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

住民課 戸籍住基係

個人情報ファイルの名称	戸籍情報システム	
行政機関等の名称	勝浦町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課	
個人情報ファイルの利用目的	日本国民の身分関係を登録、公証するため	
記録項目	1. 氏名 2. 生年月日 3. 性別 4. 国籍・本籍 5. 続柄 6. 親族関係等の身分事項 7. 住所 8. 住定日	
記録範囲	本町に戸籍を有する者	
記録情報の収集方法	本人、本人以外から届出、申請、通知等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	徳島地方法務局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 勝浦町役場総務防災課 (所在地) 〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	戸籍法第 24 条、第 113 条、第 114 条、第 115 条、第 116 条	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 3 0 日

個人情報ファイル簿（単票）

住民課 戸籍住基係

個人情報ファイルの名称	戸籍附票	
行政機関等の名称	勝浦町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民票に基づき、職権で記載した住所の変遷を管理する。	
記録項目	1. 戸籍の表示 2. 氏名 3. 住所 4. 住定日 5. 生年月日 6. 性別	
記録範囲	勝浦町に本籍がある者 除籍については、除かれて 150 年以内の者（H26. 6. 19 以前に消除・改正したものを除く）	
記録情報の収集方法	住民基本台帳から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 勝浦町役場総務防災課	
	（所在地） 〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 8 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

住民課 戸籍住基係

個人情報ファイルの名称	マイナンバーカード管理簿	
行政機関等の名称	勝浦町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課	
個人情報ファイルの利用目的	マイナンバーカードを適正に発行するため	
記録項目	1. 氏名 2. 住所 3. 生年月日 4. 到着日 5. 発行日	
記録範囲	マイナンバーカード申請者	
記録情報の収集方法	本人、本人以外から受取、他の実施機関から郵送	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）勝浦町役場総務防災課	
	（所在地）〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 2 7 日